

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 45 第 1 項の規定により行う介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法、介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。)、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成 27 年厚生労働省告示第 196 号。以下「指針告示」という。)において使用する語の例による。

(総合事業の対象者)

第 3 条 総合事業の対象者は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号の規定により行う介護予防・生活支援サービス事業(以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。) 省令第 140 条の 62 の 4 各号に掲げる者に該当する被保険者
- (2) 法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号の規定により行う一般介護予防事業(以下「一般介護予防事業」という。) 全ての第 1 号被保険者及びその支援のための活動に関わる者

(事業対象者の確認)

第 4 条 利用希望者(介護予防・生活支援サービスを利用しようとしている被保険者であって、居宅要支援被保険者でないものをいう。以下同じ。)は、あらかじめ、

寒川町地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)において、基本チェックリスト(省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(厚生労働省告示第197号)様式第1及び様式第2をいう。以下同じ。))による事業対象者(省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者をいう。以下同じ。)に該当するか否かの確認を受けなければならない。

2 前項の確認は、原則、利用希望者との面接により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用希望者との電話による会話又は家族との面接により行うものとする。

(1) 利用希望者が入院中である場合

(2) 利用希望者が遠隔地に居住している場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が来所による面接が困難であると認める場合

(介護予防ケアマネジメントの依頼、届出等)

第5条 前条の規定による確認の結果、事業対象者に該当すると確認された利用希望者は、当該確認を行った日の翌日から起算して1月以内に地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼しなければならない。

2 前項の規定により介護予防ケアマネジメントを依頼した利用希望者は、介護予防ケアマネジメントを依頼した日の翌日から起算して1月以内に寒川町介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(第1号様式。以下「依頼届出書」という。)に被保険者証を添えて町長に提出しなければならない。

3 地域包括支援センターは、利用希望者に代わって前項の規定による提出を行うことができる。

4 町長は、前2項の規定による依頼届出書等の提出があったときは、当該利用希望者を事業対象者として受給者台帳に登録し、被保険者証にその旨を記載するもの

とする。

(事業対象者の資格喪失等)

第6条 事業対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、事業対象者の資格を喪失する。

(1) 要介護または要支援認定申請を行うとき。

(2) 自立・回復等により事業対象者でなくなったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、事業対象者に該当しない事由が発生したとき。

2 前項の規定により事業対象者の資格を喪失した者は、介護予防ケアマネジメントの依頼を解約するものとする。

3 前項の規定により介護予防マネジメントの依頼を解約したときは、介護予防ケアマネジメント依頼終了届出書（第2号様式）に被保険者証を添えて町長に提出しなければならない。

(実施事業及び実施方法)

第7条 町長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める内容とする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業 次に掲げる事業

ア 法第115条の45第1項第1号イの規定により行う介護予防訪問型サービス
(以下「介護予防訪問型サービス」という。)

イ 法第115条の45第1項第1号ロの規定により行う介護予防通所型サービス
(以下「介護予防通所型サービス」という。)

ウ 法第115条の45第1項第1号ニの規定により行う介護予防ケアマネジメント
(以下「介護予防ケアマネジメント」という。)

(2) 一般介護予防事業 次に掲げる事業

ア 介護予防普及啓発事業

イ 地域介護予防活動支援事業

2 総合事業は、この要綱において定めるもののほか、指針告示、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて(平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知)及び地域支援事業実施要綱(平成 18 年老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)並びに町長が別に定めるところにより実施するものとする。

(指定事業者による介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービスの実施)

第 8 条 介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービスは、法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定により、指定事業者介護予防・生活支援サービス事業支給費(同項に規定する第 1 号事業支給費をいう。以下同じ。)を支給することにより行うものとする。

2 町長は、同条第 6 項の規定により、法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定による支払い及び同条第 5 項の規定による審査を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(指定事業者の指定)

第 9 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定による指定事業者の指定の申請は、寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者指定申請書(第 3 号様式)に町長が指定する書類を添付し、行うものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、別に定めるところにより、省令第 140 条の 63 の 6 に定める基準に従って適正に介護予防訪問型サービス又は介護予防通所型サービスを行うことができるか審査し、指定の可否を決定し、その結果を寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者指定決定(申請却下)通知書(第 4 号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定事業者の指定(次条第 3 項の規定により指定事業者の指定の更新を受けた場合を含む。)を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の更新)

第 10 条 指定事業者の指定は、6 年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第 115 条の 45 の 6 第 4 項の規定による指定事業者の指定の更新の申請は、寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者指定更新申請書(第 5 号様式)に町長が指定する書類を添付し、行うものとする。

3 前条第 2 項の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。この場合において、同項中「指定の可否」とあるのは「更新の可否」と、「寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者指定決定(申請却下)通知書(第 4 号様式)」とあるのは「寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者指定更新決定(更新却下)通知書(第 6 号様式)」と読み替えるものとする。

(変更の届出等)

第 11 条 指定事業者は、省令第 140 条の 63 の 5 第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、その事実が発生した日から起算して 10 日以内に寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者変更届出書(第 7 号様式)に町長が指定する書類を添付し、町長に届け出なければならない。

2 省令第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号に規定する廃止又は休止の届出は、当該廃止又は休止の日の 1 月前までに、寒川町介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書(第 8 号様式)に町長が指定する書類を添付し、町長に届け出なければならない。

3 事業を休止している指定事業者は、当該事業の再開をしようとするときは、速やかに、寒川町介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書により、町長に届け出なければならない。

(指定の取消)

第 12 条 町長は、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者取消・停止通知書(第 9 号様式)により、当該指定事業者へ通知するものとする。

(介護予防ケアマネジメントの委託)

第 13 条 介護予防ケアマネジメントは、法第 115 条の 47 第 4 項の規定により、地域包括支援センターへ委託するものとする。

2 町長は、法第 115 条の 47 第 6 項の規定により、介護予防ケアマネジメントの実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を神奈川県国民健康保険団体連合会へ委託するものとする。

(介護予防ケアマネジメントの再委託に係る遵守事項)

第 14 条 地域包括支援センターは、法第 115 条の 47 第 5 項の規定により、当該介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者へ委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防ケアマネジメントの業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならない。

(2) 委託する指定居宅介護支援事業者の選定に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため寒川町介護保険運営協議会(寒川町介護保険条例(平成 12 年寒川町条例第 14 号)第 4 条第 1 項に規定する寒川町介護保険運営協議会をいう。)の議を経なければならない。

(3) 適切かつ効率的に介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮しなければならない。

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準)

第 15 条 寒川町が定める介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める 1 単位の単価に別添に掲げる単位数を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを

切り捨てた額)とする。

- (1) 介護予防訪問型サービス 厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。)の規定により、10円に寒川町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
- (2) 介護予防通所型サービス 単価告示の規定により、10円に寒川町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
- (3) 介護予防ケアマネジメント 単価告示の規定により、10円に寒川町の地域区分における指定介護予防支援の割合を乗じて得た額
(介護予防・生活支援サービス事業支給費)

第16条 介護予防・生活支援サービス事業支給費の額は、前条の規定により算定した介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービス 100分の90
- (2) 介護予防ケアマネジメント 100分の100

2 法第59条の2本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にあつては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

(支給限度額)

第17条 居宅要支援被保険者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合の支給限度額は、当該居宅要支援被保険者の要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算した額の100分の90に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、介護予防・生活支援サービス事業と予防給付の支給限度額を一体的に算定するものとする。

2 事業対象者の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。

3 法第 59 条の 2 本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にあっては、前 2 項中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 80」とする。

4 支給限度額の算入対象となるサービスは、介護予防・生活支援サービス事業のうち介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービスとする。

(高額介護予防サービス費相当事業費の支給)

第 18 条 町長は、居宅要支援被保険者等が 1 月に利用した介護予防・生活支援サービス事業に係る利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)が著しく高額であるときは、法第 61 条第 1 項の規定による高額介護予防サービス費の例により、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額介護予防サービス費相当事業費を支給するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給)

第 19 条 町長は、前条の規定により支給された高額介護予防サービス費相当事業費を控除した後においても、なお残る利用者負担額と医療保険の自己負担額を合算した額の年間合計額が著しく高額であるときは、法第 61 条第 2 項の規定による高額医療合算介護予防サービス費の例により、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費を支給するものとする。

(介護予防・生活支援サービス事業支給費の額の特例)

第 20 条 町長は、居宅要支援被保険者等が災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難なであると認めるときは、当該居宅要支援被保険者等の申請により、居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の例により、介護予防・生活支援サービス事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 法第 60 条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第 1 項の規定による介護予防・生活支援サービス事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(調査等)

第 21 条 町は、定期的に、総合事業の実施状況について、調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 町長は、施行日前においても総合事業の利用の手続その他のこの要綱を施行するために必要な準備行為をすることができる。

第1号様式(第5条関係)

介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		生年月日	
		性 別	
		年 月 日	
		男・女	
介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター			
事業者の事業者名		事業所の所在地	
		事業所番号	
事業所を変更する場合の事由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。	
変更年月日 (年 月 日付)			
(宛 先) 寒川町長 上記の地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。 年 月 日 住 所 被保険者氏名			
電話番号 ()			

第2号様式(第6条関係)

介護予防ケアマネジメント終了届出書

		区 分	
		終了	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		生年月日	
		性 別	
		年 月 日	
		男 ・ 女	
介護予防ケアマネジメントを依頼していた地域包括支援センター			
事業者の事業者名		事業所の所在地	
		事業所番号	
依頼を終了する事由等			
		終了年月日 (年 月 日付)	
<p>(宛 先) 寒川町長</p> <p>上記の地域包括支援センターとの「事業対象者」としての介護予防ケアマネジメントが終了したことを届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>住 所 電話番号 被保険者氏名 ()</p>			

受付番号	
------	--

**寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者
指定申請書**

年 月 日

（宛 先）寒川町長

所在地
申請者 名 称
代 表 者 印

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ					
	名 称					
	主たる事務所の所在地	(〒 -) (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種類			法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	
代表者の住所	(〒 -)					
事 業 所	フリガナ					
	名 称					
	所 在 地	(〒 -)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	メールアドレス					
	同一所在地において行う事業の種類	指定状況	事業の開始予定日又は指定年月日			
	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防訪問型サービス				
		介護予防通所型サービス				
	指定居宅サービス・指定介護予防サービス・指定地域密着型サービス	訪問介護				
		通所介護				
地域密着型通所介護						
介護保険事業所番号				（※既に他の指定を受けている場合に記載してください。）		
医療機関コード等				（※医療機関コード等が付番されている場合に記載してください。）		

備考 1 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。

3 「同一所在地において行う事業の種類」欄は、介護保険法による指定事業者として様式に例示する以外の指定を受けている（申請している）場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

4 「指定状況」欄は、今回申請するものに「◎」、既に指定を受けているものに「○」を記入してください。なお、申請時点で都道府県知事又は他市町村に指定の申請をしている事業については「申請中」と記入して下さい。

5 「事業の開始予定日又は指定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日又は介護保険法による指定事業者等として指定された年月日を記載してください。

6 「医療機関コード等」欄は、複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

様

寒川町長

印

**寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者
指定決定（申請却下）通知書**

年 月 日付けで、申請のありました寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者の指定について、次のとおり決定しましたので通知します。

指定します

事業所	名称	
	所在地	
主たる事務所の所在地		
代表者	氏名	
	住所	
事業開始年月日		年 月 日
指定年月日		年 月 日
当該事業所に係る指定期間		年 月 日～ 年 月 日
サービスの種類		
介護保険事業者番号		

申請を却下します

理由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に審査請求することができます。
- 2 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から6月以内に、寒川町（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります）を被告として、提訴することができます。なお、判決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、判決の日から1年を経過すると取消訴訟を提訴することができません。

受付番号	
------	--

**寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者
指定更新申請書**

年 月 日

（宛 先）寒川町長

所在地
申請者 名 称 印
代 表 者

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者の指定更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ						
	名 称						
	主たる事務所の所在地	(〒 -) (ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	法人の種類			法人所轄庁			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日		
代表者の住所	(〒 -)						
事 業 所	フリガナ						
	名 称						
	所 在 地	(〒 -)					
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	メールアドレス						
	現在指定を受けている介護予防・生活支援サービス事業の種類						
	現在受けている指定の有効満了日						
	同一所在地において行う事業の種類	指定状況	事業の開始予定日又は指定年月日				
	指定居宅サービス・指定介護予防サービス・指定地域密着型サービス	訪問介護					
		通所介護					
地域密着型通所介護							
介護保険事業所番号							
医療機関コード等					(※医療機関コード等が付番されている場合に記載してください。)		

- 備考 1 「法人の種類」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 3 「同一所在地において行う事業の種類」欄は、介護保険法による指定事業者として様式に例示する以外の指定を受けている（申請している）場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 4 「指定状況」欄は、今回申請するものに「◎」、既に指定を受けているものに「○」を記入してください。なお、申請時点で都道府県知事又は他市町村に指定の申請をしている事業については「申請中」と記入して下さい。
- 5 「事業の開始予定日又は指定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日又は介護保険法による指定事業者等として指定された年月日を記載してください。
- 6 「医療機関コード等」欄は、複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

様

寒川町長

印

**寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者
指定更新決定（申請却下）通知書**

年 月 日付けで、申請のありました寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者の更新について、次のとおり決定しましたので通知します。

指定します

事業所	名称	
	所在地	
主たる事務所の所在地		
代表者	氏名	
	住所	
指定年月日	年 月 日	
当該事業所に係る指定期間	年 月 日～ 年 月 日	
サービスの種類		
介護保険事業者番号		

申請を却下します

理由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に審査請求することができます。
- 2 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から6月以内に、寒川町（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります）を被告として、提訴することができます。なお、判決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、判決の日から1年を経過すると取消訴訟を提訴することができません。

様

寒川町長

印

**寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者
指定取消通知書**

年 月 日付けで、指定しました寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者の指定について、次のとおり取消しをしましたので通知します。

事業所	名称	
	所在地	
主たる事務所の所在地		
代表者	氏名	
	住所	
指定取消年月日		年 月 日
サービスの種類		
介護保険事業者番号		
取消理由		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に審査請求することができます。
- 2 この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から6月以内に、寒川町（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります）を被告として、提訴することができます。なお、判決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、判決の日から1年を経過すると取消訴訟を提訴することができません。

別添(第 15 条関係)

介護予防・生活支援サービス事業単位数表

1 介護予防訪問型サービス

(1) 介護予防訪問型サービス費 介護予防訪問型サービス事業所(寒川町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱(以下「総合事業基準要綱」という。)第 4 条第 1 項に規定する介護予防訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、次の表の右欄に掲げる利用者に対して左欄に掲げる介護予防訪問型サービスを行った場合は、中欄に掲げる単位数により算定する。

区分	単位数	利用者
介護予防訪問型サービス費(Ⅰ)	1,168 単位	介護予防サービス計画等(介護予防サービス計画(法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいう。)又は介護予防ケアプラン(総合事業基準要綱第 14 条に規定する介護予防ケアプランをいう。)をいう。以下同じ。)において、1 週に 1 回程度の介護予防訪問型サービスが必要とされた者
介護予防訪問型サービス費(Ⅱ)	2,335 単位	介護予防サービス計画等において、1 週に 2 回程度の介護予防訪問型サービスが必要とされた者

介護予防訪問型サービス費(Ⅲ)	3,704 単位	介護予防サービス計画等において、1 週に 2 回程度を越える介護予防訪問型サービスが必要とされた者(要支援 2 である者に限る。)
-----------------	----------	---

備考

- 1 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成 27 年厚生労働省告示第 94 号。以下「大臣利用者等告示」という。)第 2 号で定める指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注 6 の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者を配置している介護予防訪問型サービス事業所において、介護予防訪問型サービスを行った場合の単位数は、中欄に掲げる単位数の 100 分の 70 に相当する単位数とする。
- 2 介護予防訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム、同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けた者に限る。以下この項において同じ。)若しくは介護予防訪問型サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は介護予防訪問型サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合の単位数は、中欄に掲げる単位数の 100 分の 90 に相当する単位数とする。
- 3 厚生労働大臣が定める地域(平成 24 年厚生労働省告示第 120 号。以下「大臣地域告示」という。)で厚生労働大臣が定める地域に所在する介護予防訪問型サー

ビス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合の単位数は、特別地域介護予防訪問型サービス加算として、1月につき中欄に掲げる単位数に当該単位数の100分の15に相当する単位数を加算する。

- 4 大臣地域告示で定める地域に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号。以下「大臣施設基準告示」という。)第68号規定する施設に相当する介護予防訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合の単位数は、1月につき中欄に掲げる単位数に当該単位数の100分の10に相当する単位数を加算する。
- 5 介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、大臣地域告示で定める地域に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域(総合事業基準第25条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて介護予防訪問型サービスを行った場合の単位数は、1月につき中欄に掲げる単位数に当該単位数の100分の5に相当する単位数を加算する。
- 6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問型サービス費は、算定しない。
- 7 利用者が一の介護予防訪問型サービス事業所において介護予防訪問型サービスを受けている間は、当該介護予防訪問型サービス事業所以外の介護予防訪問型サービス事業所が行った介護予防訪問型サービスに対しては、介護予防訪問型サービス費は、算定しない。

- (2) 初回加算 介護予防訪問型サービス事業所において、新規に介護予防訪問型サービス計画(指定基準要綱第 39 条第 2 号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った場合又は当該介護予防訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき前号の表中欄に掲げる単位数に 200 単位を加算する。
- (3) 生活機能向上連携加算 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)第 79 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第 78 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき第 1 号の表中欄に掲げる単位数に 100 単位を加算する。
- (4) 介護職員処遇改善加算 平成 30 年 3 月 31 日までの間において、厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「大臣基準告示」という。)第 4 号に相当する介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長

に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が利用者に対して介護予防訪問型サービスを行った場合は、次に掲げる介護職員処遇改善加算の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を第1号の表中欄に掲げる単位数に加算する。ただし、次に掲げる単位数は、重複して加算することができない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 前3号の規定によりの算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 前3号の規定によりの算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 前3号の規定によりの算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウの規定により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウの規定により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 介護予防通所型サービス

- (1) 介護予防通所型サービス費 介護予防通所型サービス事業所(総合事業基準要綱第42条第1項に規定する介護予防通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、次の表の右欄に掲げる利用者に対して左欄に掲げる介護予防通所型サービス(総合事業基準要綱第2条第2号に規定する介護予防通所型サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、介護予防訪問型サービスを行った場合は、中欄に掲げる単位数により算定する。ただし、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)第15号に定める基準に相当する場合は、通所介護費等の算定方法により算定する。

区分	単位数	利用者
介護予防通所型サービス費(Ⅰ)	1,647 単位	事業対象者又は要支援 1
介護予防通所型サービス費(Ⅱ)	3,377 単位	要支援 2

備考

- 1 介護予防通所型サービス従業者(総合事業基準要綱第42条第1項に規定する介護予防通所型サービス従業者をいう。以下同じ。)が、大臣地域告示で定める地域に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域(総合事業基準要綱第47条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき中欄に掲げる単位数に当該単位数の100分の5に相当する単位数を加算する。
- 2 大臣基準告示第18号に相当するものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者(政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して介護予防訪問型サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき中欄に掲げる単位数に240単位を加算する。
- 3 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所型サービス費は、算定しない。
- 4 利用者が一の介護予防通所型サービス事業所において介護予防通所型サービスを受けている間は、当該介護予防通所型サービス事業所以外の介護予防通所型サービス事業所が行った介護予防通所型サービスに対しては、介護予防通所型サービス費は、算定しない。
- 5 介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所型サービス事業所に通

う者に対して介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき中欄に掲げる単位数から次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる単位数を減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 事業対象者又は要支援1 376 単位

(2) 要支援2 752 単位

(2) 生活機能向上グループ活動加算 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして町長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき100単位数を加算する。ただし、同月中において利用者に対して運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、加算しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他介護予防通所型サービス事業所の介護予防通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所型サービス計画(総合事業基準要綱第54条第2号に規定する介護予防通所型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

イ 介護予防通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(3) 運動器機能向上加算 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして町長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この号において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき第1号の表中欄に掲げる単位数に225単位を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この号において「理学療法士等」という。)を1人以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、看護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等の算定方法第15号に定める基準に相当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

(4) 栄養改善加算 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして町長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき第1号の

表中欄に掲げる単位数に 150 単位を加算する。

ア 管理栄養士を 1 人以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この号において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等の算定方法第 15 号に定める基準に相当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

(5) 口腔機能向上加算 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして町長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれがある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この号において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、1 月につき第 1 号の表中欄に掲げる単位数に 150 単位を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 人以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等の算定方法第 15 号に定める基準に相当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

(6) 選択的サービス複数実施加算 大臣基準告示第 109 号に相当するものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対して運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合は、1 月につき第 1 号の表中欄に掲げる単位数に次に掲げる選択的サービス複数実施加算の区分に応じ、それぞれに掲げる単位数を加算する。ただし、同月中において利用者に対して運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、加算しない。また、次に掲げる単位数は、重複して加算できない。

ア 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480 単位

イ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700 単位

(7) 事業所評価加算 大臣基準告示第 110 号に相当するものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所において、評価対象期間(大臣利用者等告示第 82 号に相当する期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り、1 月につき第 1 号の表中欄に掲げる単位数に 120 単位を加算する。

(8) サービス提供体制強化加算 大臣基準告示第 23 号イ、ロ又はハに相当するものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対して介護予防通所型サービスを行った場合は、1 月につき、次の表の左欄に掲げる大臣基準告示の基準の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる利用者の第 1 号の表中欄に掲げる単位数に次の表の右欄に掲げる単位数を加算する。ただし、同欄に掲げる単位数は、重複して加算できない。

大臣基準告示の基準の区分	利用者	単位数
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者又は要支援1	72 単位
	要支援2	144 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者又は要支援1	48 単位
	要支援2	96 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者又は要支援1	24 単位
	要支援2	48 単位

(9) 介護職員処遇改善加算 平成 30 年 3 月 31 日までの間において、大臣基準告示第 4 号に相当する介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対して介護予防通所型サービスを行った場合は、次に掲げる介護職員処遇改善加算の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を第 1 号の表中欄に掲げる単位数に加算する。ただし、次にかかげる単位数は、重複して加算することができない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 前各号の規定により算定した単位数の 1,000 分の 59 に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 前各号の規定により算定した単位数の 1,000 分の 43 に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 前各号の規定により算定した単位数の 1,000 分の 23 に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウにより算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウにより算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

3 介護予防ケアマネジメント

- (1) 介護予防ケアマネジメント費 寒川町地域包括支援センターが、利用者に対して介護予防ケアマネジメントを行った場合の単位数は、1月につき430単位とする。
- (2) 初回加算 新規に介護予防ケアプランを作成する対象者に対して介護予防ケアマネジメントを実施した場合及び過去2月以上介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、1月につき前号に掲げる単位数に300単位を加算する。
- (3) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この号において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この号において同じ。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この号において同じ。)に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。)の作成等に協力した場合は、1月につき第1号に規定する単位数に300単位を加算する。ただし、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、加算しない。